

エコリーフ環境ラベル 製品分類別基準（PCR）

PCR No.	PCR名称	ビニル床タイル(ホモジニアス)
DD-02	English	Vinyl floor tile(homogeneous)

注) この基準は、エコリーフプログラム実施用に作成されたものです。無断で、一部又は全部を、他の目的で使用することを禁止致します。

1	製品とラベルの概要	PCRの対象となる製品群	<p>正方形または、長方形に加工されたPVC樹脂タイル。施工・撤去が容易で、商業施設やコミュニティ施設等で使用される。主原料:PVCポリマー 可塑剤、充填材などがあり、PVCバインダーの含有率が30%以上のものをホモジニアスビニル床タイルとする。</p> <p>形状等:JIS A5705:2005 及び JIS A 1454:2005 規定に基づくまたは準ずる試験データを有すること。</p>
2		ラベルの対象となる製品範囲	<p>「製品本体」を対象とする(包装資材は含む)</p> <p>負荷計上は1㎡を単位とする。</p>
3		製品ライフサイクルステージ	<p>全ライフサイクルステージ(資源採取～廃棄・リサイクル)</p> <p>但し、使用ステージを除く。</p>
4		製品の仕様	<p>総厚み、製品1㎡の製品単体重量、素材名を記載する。</p>
5		LCAデータの公開内容	<p>「エコリーフ環境ラベル 実施ガイドライン」に記載の必須項目を公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ毎の温暖化負荷(CO2換算)を棒グラフで表現する。 ・オープンリサイクル/リユースを含む場合は「リサイクル効果」は実際に発生した負荷とは統合せずに、独立してステージ毎に点線で表示する。 <p>「LCA数値は梱包材の負荷を計上しています。」という文章を様式1Eセクションに記載する。</p> <p>該当する場合には、「塩化ビニルのリサイクル材の製造負荷は経済価値に基づき新規材料製造の60%で計上しています。」という文章を様式1Eセクションおよび様式3の該当する表の下【解説欄】に記載する。</p>
6		その他エコデザイン関連情報(新旧製品比較)	—
7		その他エコデザイン関連情報	<p>下記関連情報を随意記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプIまたはタイプⅢの環境ラベル ・ISO14001認証の取得 ・国または工業会等の認証・認定・表彰
8		各ライフサイクルステージの設定	<p>製品の原料・部品構成</p> <p>PDSには以下の「」内の部材名のうち製品質量の1%以上使用されるものを評価対象として記載する。ただし、下記部材名以外も記載してよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリアフィルム部分:「塩化ビニル」、「可塑剤」 ・化粧フィルム部分(印刷フィルム)層:「塩化ビニル」、「可塑剤」 ・バックング部分:「塩化ビニル(回収材)」、「充填材(炭酸カルシウム)」、「可塑剤」 ・「補強材」(置敷きタイルに限り:「ガラスネット」) <p>オープンリサイクルを含む場合のリサイクル・リユース控除に関しては、次の項目に注意して各社で妥当と判断されるシナリオを設定して計上できる。なお設定根拠の妥当性は検証の対象となる。</p> <p>(1)「間接影響」範囲とする工程 (2)「間接影響」範囲内の控除。負荷。</p> <p>オープンリサイクルについて(別紙1参照)</p> <p>(1)回収物流の輸送距離は、モデルケースにて設定したものを使用してもよい。回収物流の輸送距離:100km、輸送4トントラック、積載率62%。 (2)「塩化ビニル回収材」を使用する場合、原則としてリサイクル回収後の分別・破碎～造粒についてサイトデータ収集を行うこと。ただし困難な</p>


		<p>事情で実績値を用いることが出来ない場合は以下のシナリオを使用して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収後の選別、破碎から造粒等までの工程の負荷として「30.PVC」(バージン塩化ビニル)の経済価値に基づいた 60%の量を使用する。 <p>オープンリサイクルおよびクローズドリサイクルについて(別紙1参照)これらのリサイクルの回収物流および処理工程負荷は素材製造ステージに計上する(次項参照)。</p> <p>参考資料： 積載率：経済産業省告知第 66 号の別表第 3 輸送距離：「プラスチック廃棄物の処理・処分に関する LCA 調査研究報告」2001 年 3 月 (社) プラスチック処理促進協会</p>
9	製品製造ステージのモデル化・データ区分等	<p>データ収集範囲は別紙1に従うこと。クリアフィルム製造、フィルム製造、印刷、バックシート製造、熱圧着・成型の各工程を収集範囲とする。</p> <p>消費負荷項目：原材料、副資材、ユーティリティー（電力、燃料、水など） 環境排出負荷項目：各社実績にて計算する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質圏排出物：公共下水道への排出量 ・陸圏排出物：製品質量の 0.1%以上の廃棄物。 <p>サイト間輸送は原則として実データ収集とする。ただし止むを得ない場合は以下のモデルケースを使用してよい。輸送距離：100km、輸送 4 トントラック、積載率 62%。</p> <p>参考資料： 積載率：経済産業省告示第 66 号の別表第 3 輸送距離：「プラスチック廃棄物の処理・処分に関する LCA 調査研究報告書」2001 年 3 月 (社) プラスチック処理促進協会</p>
10	物流ステージにおけるモデル化・データ区分等	<p>最終製品の輸送距離は、モデルケースにて設定する。最終製品の輸送距離：500km 輸送条件（手段、積載率）は特定しないこととし、申請各社がモデル設定する。 海外生産を含む場合は、海外陸送輸送及び海外海上輸送負荷を国内輸送負荷に含めて計上する。</p>
11	使用ステージにおけるモデル化・データ区分等	<p>据付工事及び製品使用による環境負荷は考慮しない。</p>
12	廃棄・リサイクルステージにおけるモデル化・データ区分等	<p>廃棄方法は申請社が申請時点で実施している代表的な廃棄方法に基づき設定する。オープンリサイクルの割合および回収、リサイクル材製造等の負荷はデータ収集を原則とするが、困難な場合は以下のモデルケースにて設定してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩化ビニル素材の回収率（当該製品使用後の回収）を 18.2%とする。 ・回収原料の輸送距離：100km、輸送 4 トントラック、積載率 62%。 ・回収後の選別、破碎から造粒等までの工程の負荷として「30.PVC」(バージン塩化ビニル)の経済価値に基づいた 60%の量とする。 <p>参考資料： 積載率：経済産業省告知第 66 号の別表第 3 輸送距離：「プラスチック廃棄物の処理・処分に関する LCA 調査研究報告」2001 年 3 月 (社) プラスチック処理促進協会 塩ビ素材回収率：塩ビ工業・環境協会データ</p>
13	カットオフルール	<p>JISQ14041 に規定するカットオフルールの適用基準を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品質量に対して 1%未満の原材料、副資材および製品組成物質についてはカットオフする。 ・製品質量の 0.1%未満の廃棄物。

			・その他カットオフを適用する場合は、その内容と根拠を明確にする。
14		収集データの品質要件	収集場所：製造しているサイト（事業所、工場）とする。複数企業で製造する場合は、合計で60%をカバーする範囲を代表データとする。 収集期間：年間の実績を原則とする。 新製品、新設備等における製造の場合には、プロセスの設計値や計画値でも可とするが、平常時の実績が得られ次第、見直しする。
15		収集データのアロケーション	塩化ビニル(回収材)をリサイクル材とする場合は、バージン PVC の経済価値の60%をパラメーターとして配分評価してよい。（なお、PVC リサイクルの回収後の選別、破碎～造粒の負荷に設定したモデルケースは、エコリーフ LCI 共通原単位 V2.1 の廃プラ選別、破碎およびペレット再生の値よりも相対的に高い上方推定値としてバージン PVC の負荷の60%を設定した。） 製造段階でアロケーションが必要なプロセスがある場合は、生産量（面積、重量他）等のパラメーターとその根拠を明確にしてアロケーションを行う。
16	インベントリ計算	LCI 計算の考え方	特に規定しない。 オープンリサイクル/リユースを含む場合は、間接影響と直接影響に分離して計算し、このうち間接影響部分を「リサイクル効果」として表現する。PEIDS では間接影響の合計を「リサイクル効果」欄に記載する。
17		共通原単位の使用条件	「『エコリーフ』用共通原単位リスト」を用いる。 原単位の追加は特になし。
18	LCIA	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加	インパクトカテゴリおよび特性化係数の追加項目は特になし。
19	その他		ISO21930:2007 に準拠したエコリーフ宣言を実施する場合は、別紙1の追加要求事項の内容を満たすこと。

ISO21930 : 2007 準拠のための追加要求事項

	大項目	中項目	小項目	要求事項
10	製品環境 情報データシート (PEIDS)	インパクト 評価	カテゴリ 追加	以下の 5 項目を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化 ・ 酸性化 ・ オゾン層破壊 ・ 光化学オキシダント ・ 富栄養化
13	内訳データシート (製品データシート関連)	データ収集	カットオフ ルール	有害性・毒性を有する物質はカットオフしてはならない。
17	製品環境 情報	製品仕様		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産サイト名を記載する。 ・ 想定使用期間を記載する
18		データ公開 内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 注記欄に、算定対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。 ・ 注記欄に、異なるプログラムで公開された EPD との比較はできない旨を記載する。
20	その他			<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品間比較は建物レベルでのみ可能である。

ラベルの対象範囲について

 データ収集を必須とする対象

（これ以外の非対象範囲であっても直接収集したデータは優先して使用してもよい。）

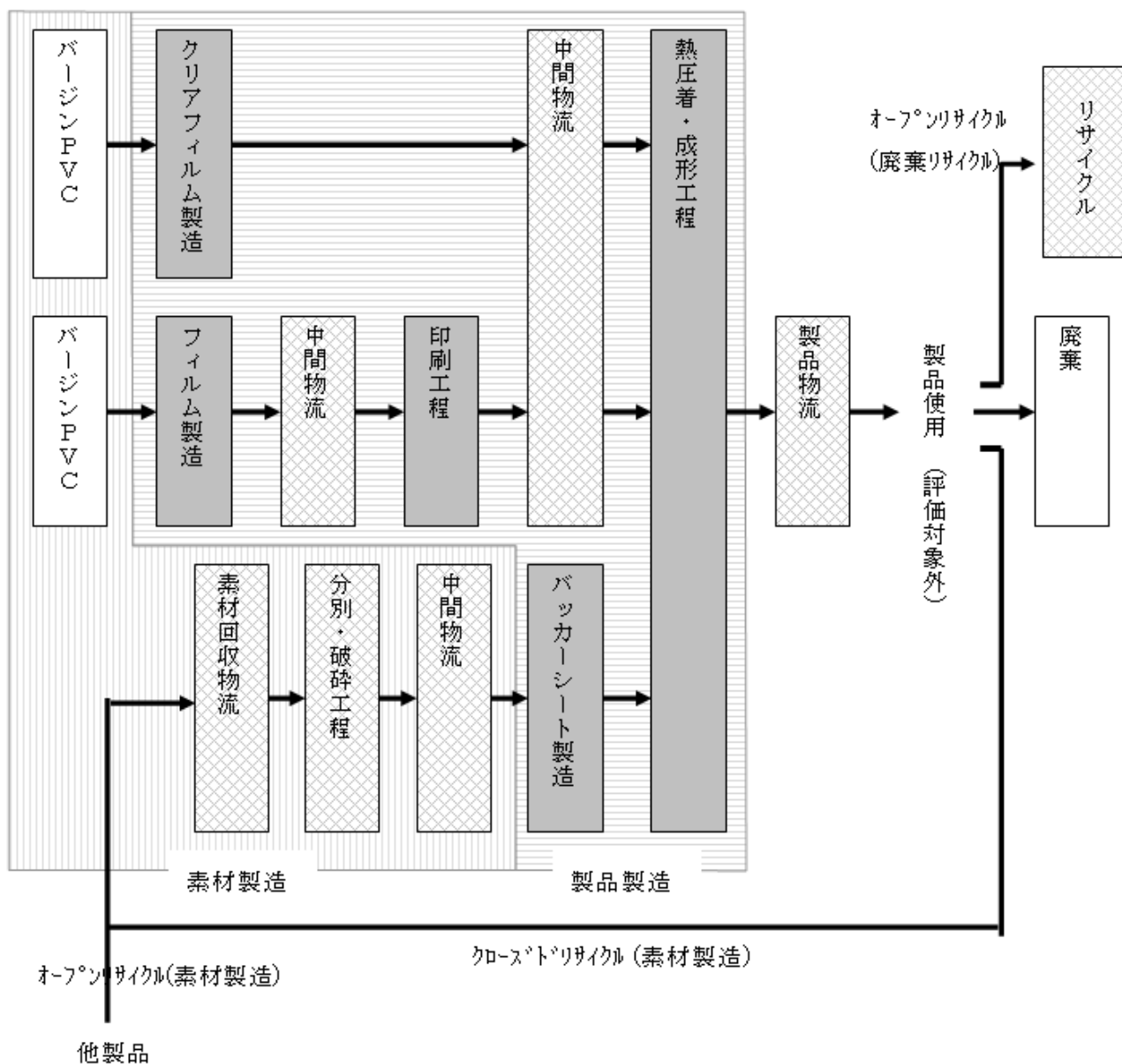


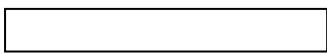


図1 ラベルの評価範囲

データ収集範囲の区分

-  : データ収集を行う範囲
-  : データ収集が難しい場合モデルケースを使用してもよい範囲
-  : シナリオ・原単位データで算定する範囲

本 PCR の制定・承認情報

判定した委員会名	評価レビューパネル 代表：山口 庸子 所属：共立女子短期大学		
PCR制定・改訂日	2018/3/20	有効期間	2018/3/20 ～ 2020/3/31

本PCRの改訂等履歴

実施日(20**/**/**)	訂番等	実施内容
2009/2/19	01	制定
2012/2/19	—	更新
2015/2/19	—	更新
2018/2/19	—	更新
2018/3/20		改訂 ISO21930:2007 に準拠したエコリーフ宣言を実施する場合 の追加要求事項 を追加